

Weekly Report

第614日号
令和3年8月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策

◆改定額の答申は28円以上の引上げに

令和3年度の地域別最低賃金について、中央審議会が示した引上げ目安(28円)などを参考に、各地方審議会が審議した改定額の答申が出揃いました。

すべての地域で28円以上の引上げとなる改定額が答申され、7県は目安を超える引上げ(最高は島根の32円)となっています。答申された改定額の全国加重平均額は930円(28円引上げ)です。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、10月1日～8日までの間に発効予定なので、厚労省や労働局のホームページ等で確認しましょう。

◆最低賃金引上げに向けた中小企業支援策

◎雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)……業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げる場合、本年10～12月までの休業は休業規模要件(1/40以上)を問わず支給対象とします。

◎業務改善助成金……事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行う場合、設備投資などに要した費用の一部を助成します。本年8月から「45円コース」の新設など拡充されました。

◎事業再構築補助金……新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援する本補助金について、第3回公募(実施中)から、業況が厳しく最低賃金+30円以内の従業員が一定割合以上の事業者を対象に助成率を上げた「最低賃金枠」などが新設されました。

◎所得拡大促進税制……国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一定割合を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できます。

低未利用土地の譲渡に係る100万円控除

全国的に空き地・空き家が増加する中で土地の譲渡を促進するため、個人が所有する都市計画区域内の低未利用土地等(所有期間5年超、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除する制度が、令和2年7月から開始されました。

本制度は、譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて自治体の確認が必要となりますが、国交省によると令和2年7月から同年12月までに自治体が確認書を交付した件数は2060件となり、1件当たりの譲渡価額は平均231万円(単独所有の場合は257万円、複数人の共有の場合は143万円)でした。

マイナポイントの申込期限等を12月まで延長

総務省は、本年4月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象となるマイナポイント(最大5千円分)の付与について、マイナポイント申込みや、チャージ・買い物によるポイント付与期限を3ヶ月延長し、12月末までとしました。

なお、本年5月以降マイナンバーカードの申請を行った方はポイント付与の対象外です。

★8月11日からの大雨により長野、島根、広島、福岡、佐賀、長崎の13市7町1村に災害救助法が適用され、被災中小企業対策が行われます。